

地域ケアプラザ等 LED 化 ESCO 事業 特記仕様書

1 照明器具の改修について

- (1) 別紙 2 の計算シートに記載のある全照明を改修必須対象とします。
- (2) 器具本体の更新を原則とします。意匠照明もしくは代替機種が存在しない等の理由により、本体の交換が不可能な場合は、管球の交換による更新について協議できるものとします。ただし、本体を交換しない場合は、反射板やソケット等の部品の劣化が無いことを確認し、もしあれば修繕してください。
また、管球の交換による更新を行った場合は、器具本体に LED 化済みであることが分かるよう表記を行ってください。
- (3) 空調の吹き出し口と一体になっている照明器具は、照明器具部分のみの改修としてください。
- (4) 新品の照明器具とし、「公共施設用照明器具」の型番を取得しているものを優先して使用してください。
- (5) 単体の非常用照明器具は ESCO 事業対象外です。別紙 2 の計算シートに記載のある非常照明と一体型の器具、階段誘導灯及び誘導灯は改修必須対象です。
- (6) 改修前の照度と改修後の照度は、原則同程度とします。
- (7) 改修前の照明器具と同等以上の性能、機能の LED 照明を選定してください。
- (8) ポール照明（街路灯・庭園灯）は、管球のみの更新を認めます。
- (9) 利用者に不快感（グレア、フリッカー等によるもの）を与えにくい器具を選定してください。
- (10) 照明器具の配置は、原則変更できません。ただし、詳細診断時に協議の上変更することができます。
- (11) 既存の照明器具と更新後の LED 器具で、形状寸法の差等により天井等に隙間が残る場合は、ブランクプレート等で塞いでください。また取り付けは施設の内装に配慮してください。
- (12) 屋外で使用されている照明器具は屋外仕様を選定し、配線材料等は耐候性に優れたものを使用してください。
- (13) オートリフター（電動昇降装置）が使用されている照明器具は、既設のオートリフターを撤去し、改修してください。
- (14) 作業用足場等は事業者負担とします。
- (15) 誘導灯を交換した際は、消防用設備等設置届出書等を作成し所管の消防署へ提出してください。また、誘導音付点滅形及び点滅形を交換した際は、火災信号を受け動作することを確認してください。
- (16) ESCO 事業サービス期間中に、誘導灯及び非常灯のバッテリーが劣化し、不具合が生じた場合は交換してください。

2 施設の条件について

- (1) 施工にあたり、工事着手の 4 か月前までに施設と工程調整を行ってください。調整をする際、一部の市民が利用する貸室について、工事場所としてあらかじめ確保を行う事が出来ます。
- (2) 各地域ケアプラザ内のデイサービス※部分（居室、浴室、トイレ等）については、デイサービス休館日を除く、平日及び休日の 9 時から 17 時の間に施工する事ができません。
※デイサービスとは、食事や入浴、機能訓練などの日帰りで受けることができる介護サービスの事です。